

地球サミット 2012 Japan 会則

平成 23 年 5 月 24 日スタッフ会議決定
平成 23 年 12 月 23 日スタッフ会議改訂

(名称)

第 1 条 本会は、地球サミット 2012 Japan（英語表記：Earth Summit 2012 Japan）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、国連持続可能な開発会議（以下、「リオ+20」という。）及びそれに関連した国際社会の様々な動きへの参加や発信を通じ、持続可能な社会の構築に貢献することを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) リオ+20 及びそれに関連した国際社会の様々な動きについて、国内の多様な主体の参加と対話と行動を促すプラットフォームを提案・実践する。
- (2) リオ+20 及びそれに関連した国際社会の様々な動きを通じ、持続可能な社会の構築に資する国内の取組や考え等について世界に発信する。
- (3) リオ+20 及びそれに関連した様々な動きについて、国内への情報提供や普及啓発を行う。
- (4) リオ+20 に関連した国際的な動向についての情報収集・分析を行うとともに、国内外に向け、必要な提言を行う。
- (5) その他、前条の目的に資する活動を行う。

(活動期間)

第 4 条 本会の活動期間は、2011 年 5 月 24 日から 2013 年 3 月 31 日とする。

(スタッフ)

第 5 条 本会は、スタッフで組織する。

2 スタッフは、本会則を遵守するとともに、第 2 条に掲げる本会の目的を踏まえ、第 3 条に掲げる活動に協力するよう努める。

3 スタッフ全体会議における議決権はスタッフのみ有するものとする。

(入会・退会・除名)

第6条 新たにスタッフになろうとする者は、役員に申請を行うものとし、運営委員会において、前条第2項に照らし入会が適切であると認める場合、スタッフとなることができる。

2 本会を退会しようとする者は、その意志を役員に報告し、任意に退会することができる。

3 本会の名誉を著しく傷つけるか、又は目的に違反する行為をしたスタッフは、運営委員会の決定に基づき除名されることがある。

(会費)

第7条 会費については、スタッフ全体会議において別に定める。

(役員)

第8条 本会には次の役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 若干名

(3) 事務局長 1名

(4) 副事務局長 若干名

(5) リーダー、サブリーダー チームやタスクフォース (以下、「チーム等」という。)ごとに若干名

(役員を選任)

第9条 役員は、スタッフ全体会議においてスタッフの中から選出する。

2 運営委員の3分の2以上の同意が得られれば、スタッフ全体会議での選出に代えて、新たな役員を選任できる。

(役員の職務)

第10条 本会の役員は次の職務を行う。

(1) 代表は、本会を代表し、会務を総理する。

(2) 副代表は、代表を補佐し、必要に応じその職務を代行する。

(2) 事務局長及は、事務局を統括する。

(3) 副事務局長は、事務局長を補佐し、必要に応じその職務を代行する。

(4) リーダーは、その属するチーム等を代表し、当該チーム等の事務を総理・執行する。

(役員任期)

第11条 役員任期は半年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第12条 役員が次号のいずれかに該当するときには、該当役員に事前に弁明の機会を与

えた上で、スタッフ全体会議の議決を経て該役員を解任することができる。

- (1) 職務の執行にあたれないと認められるとき
- (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(スタッフ全体会議)

第13条 本会の最高決定機関はスタッフ全体会議とし、役員を選任、会則の改正その他運営委員会で必要と認めた重要事項について審議し、決定する。

2 代表は、スタッフ全体会議を招集することができる。なお、スタッフの6分の1以上の求めがある時は、スタッフ全体会議を招集しなければならない。

3 スタッフ全体会議は、スタッフの4の1以上の出席（委任を含む）をもって成立し、出席したスタッフ(委任を含む)の過半数をもって決定する。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、役員及び事務局員をもって構成し、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 本会の経費の執行方針
- (2) 他団体との事業の共催、他団体の事業への協力等
- (3) その他会の運営に関し必要と認める重要な事項

2 代表は、運営委員会を招集することができる。なお、役員6分の1以上から要請があったときは運営委員会を招集しなければならない。

3 本会則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

(事務局)

第15条 事務局は、事務局長、副事務局長及び事務局員をもって構成し、本会の庶務、会計その他運営委員会が定める事務を執行する。

2 事務局員は、スタッフの中から事務局長が選任する。

(チーム、タスクフォース)

第16条 スタッフ全体会議は、本会の活動を促進するために、課題毎に常設のチームを設けることができる。

2 運営委員会は、本会の活動を促進するために、期間を定め、課題毎に臨時のタスクフォースを設けることができる。

3 チームは、スタッフのうち希望する者で構成する。

(アドバイザリーボード)

第17条 本会はアドバイザリーボードを置くことができる。

2 アドバイザリーボードは運営委員会の承認を得て代表が委嘱する。

3 アドバイザリーボードは本会の会議に出席し、助言を与えることができる。

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金、助成金その他の収入をもってまかなう。

(会則の改正)

第19条 本会の会則はスタッフ全体会議の決議により改正することができる。

(附則)

1 この会則は2011年5月24日から施行する。

2 設立時における役員は、最初のスタッフ全体会議において、準備事務局代表が提案した候補の中より、出席者の過半数をもって決定する。